令和4年12月9日(金) 国土交通省 関東地方整備局 建政部

# 記者発表資料

# 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、太郎建設株式会社に対し、建設業法に 基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

# 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

# 問い合わせ先

おにまる まさき

鬼 丸 真 希 (内線6141) 建政部 建設産業第一課長

わかめだ よしゆき 若目田 芳幸 (内線6696) 課 佐

電話 048-601-3151(代表)

048-600-1921 FAX

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法 (昭和24年法律第100号) に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
1	太郎建設株式会社	国土交通大臣許可	浅沼 永吾	東京都
		(般-30)第 21354 号		板橋区

#### 2. 処分内容

### 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1)今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速 やかに周知徹底すること。
  - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2)前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた 措置がある場合には当該措置を含む。)について、文書をもって速やかに 報告すること。

### 3. 処分理由

太郎建設株式会社が発注者から直接請け負った東京都板橋区におけるよう壁工事において、令和2年9月29日、近接するよう壁が倒壊し、下敷きになった元請の労働者1 名が死亡する事故が発生した。

よう壁に近接する箇所で明り掘削の作業を行う場合、同工事現場の西側に接地してあるよう壁の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれがあるので、同よう壁を補強する等当該危険を防止するための措置を講じた後でなければ作業を行ってはいけないところ、同措置を講じないまま同作業を行ったものとして、同社が令和4年4月11日に東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反で略式命令(罰金20万円)を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。